

建設機械施工職種分野の技能実習生が車両系建設機械の運転の作業に従事する場合、特別教育の実施又は技能講習の修了の資格が必要となります。
(建設機械施工職種においては、一定の車両系建設機械の運転が必須作業となっています。)

建設機械施工職種において必須作業となっている一定の車両系建設機械の運転の作業については、衝突等の災害を防ぐため、労働安全衛生法は下記のとおり特別教育の実施又は技能講習修了の資格が必要としていますが、このところ一部の実習実施機関において技能実習1号から技能実習2号への移行申請の時点でも技能講習を修了していない事例が散見されます。監理団体及び実習実施機関の皆様にはご注意ください。(法令違反となり、行政処分を受ける可能性もあります。)

記

- ・建設機械施工職種において、必須作業となっている一定の車両系建設機械の運転作業について

【特別教育が必要な作業】

- ・機体重量3トン未満の建設機械(「整地・運搬・積込み用機械(ブルドーザー等)」、「掘削用機械(パワーショベル等)」で、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務
- ・締固め用機械(ローラ等)で、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務

【技能講習修了の資格が必要な作業】

- ・機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用の車両系建設機械の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務

※ 上記の必須作業以外の関連作業・周辺作業でも特別教育の実施若しくは技能講習の修了の資格又は免許が必要な場合があります。次の参考資料をご参照ください。

参考資料：外国人技能実習生労務管理ハンドブック (P33～P38、P121～P122)

<http://www.jitco.or.jp/download/data/handbook2011.pdf>

問い合わせ先：能力開発部 移行業務課 TEL：03-6430-1192/FAX：03-6430-1115

以上